旧条文

○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例

平成二十五年三月二十七日

青森県条例第十六号

改正 平成二六年 三月二六日条例第四八号

平成二七年 三月二五日条例第三二号

令和 二年 三月二七日条例第一八号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例をここに公 布する。

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例 (趣旨)

第一条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。)第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定及び法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければなら

新条文

○青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例

平成二十五年三月二十七日

青森県条例第十六号

改正 平成二六年 三月二六日条例第四八号

平成二七年 三月二五日条例第三二号

令和 二年 三月二七日条例第一八号

令和 年 月 日条例第 号

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例をここに公 布する。

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例 (趣旨)

第一条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。)第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定及び法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければなら

ない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第三二号)

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第一八号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従 前の例による。

別表 (第二条関係)

(平二六条例四八・平二七条例三二・令二条例一八・一部改正)

手数料を納入	<u>手数料</u>				
すべき者	<u>名称</u>	区分	<u>金額</u>		

ない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第三二号)

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第一八号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従 前の例による。

附 則 (令和 年条例第 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表 (第二条関係)

(平二六条例四八・平二七条例三二・令二条例一八・一部改正)

手数料を納入	手数料				
すべき者	名称	名称 区分			

 	知事 一戸建ての住宅(住宅の用途以 四号		十 低炭素 矢		四千円
三条第一項 建築物	が定外の用途に供する部分を有し	三条第一章	項 建築物 カ	が定 からなる一戸の住宅をいう。じ	Į I
の規定によ 新築等	めるないものに限る。以下同じ。)	の規定に	よ新築等と	かる 下同じ。)又は複合建築物(建	<u> </u>
る低炭素建 計画認	者が	る低炭素	建 計画認 者	者が 築物エネルギー消費性能基準	
築物新築等 定申請	<u> </u>	築物新築	等 定申請 ま	あら 等を定める省令(平成二十八年	<u> </u>
計画の認定 手数料	カンじ	計画の認定	定 手数料 カ	いじ経済産業省/国土交通省令第	
(以下「計画	め法	を受けよ	うしめ	か法 一号。以下「省令」という。)	
認定」とい	第五	とする者	第	第一条第一項第一号に規定す	
<u>う。)を受け</u>	十四			十四 る複合建築物をいう。以下同	
ようとする	条第		\$	条第 じ。)(住戸の数が一のものに	<u>-</u>
<u>者</u>	一項			一項 限る。)の住宅部分(建築物の)
	各号		名	子号 エネルギー消費性能の向上に	
	に掲		13	と掲 関する法律(平成二十七年法律)	1
	<u>げる</u>		V.	げる 第五十三号)第十一条第一項に	-
	基準		基	基準 規定する住宅部分をいう。以下	•
	(D)			(以同じ。)	
	下 共同住宅 共同住宅等又は複合 九二	<u>千円</u>		井同住宅 共同住宅等又は複合	八千円
	「認等(共同住建築物の住戸の数が			「認等(共同住建築物の住戸の数が	
	定基 宅、長屋そ 五以下の場合		Į į	E基 宅、長屋そ 四以下の場合	
	準」の他一戸 共同住宅等又は複合 一万五年	<u>千円</u>	当	単」の他の一 共同住宅等又は複合	一万八千円
	とい 建ての住 建築物の住戸の数が		5	こい 戸建ての 建築物の住戸の数が	
	う。) 宅以外の 六以上十以下の場合			5。)住宅以外 五以上十五以下の場	
	に適住宅をい		13	こ適の住宅を合	

合す	う。以下同	共同住宅等又は複合	二万六千円
		建築物の住戸の数が	
		十一以上二十五以下	
	<u> </u>		
		- ※ 5 共同住宅等又は複合	四万四千円
		建築物の住戸の数が	<u> </u>
	及び住宅	二十六以上五十以下	
		<u> </u>	
	// - ELV		レエナエ田
		共同住宅等又は複合	七万九十円
	t = 10 3 t .	建築物の住戸の数が	
		五十一以上百以下の	
		場合	
	物をいう。	共同住宅等又は複合	十二万五千
		建築物の住戸の数が	<u>円</u>
	じ。)	百一以上二百以下の	
		場合	
		共同住宅等又は複合	十五万八千
		建築物の住戸の数が	<u>円</u>
		二百一以上三百以下	
		の場合	
		共同住宅等又は複合	十六万九千
		建築物の住戸の数が	円
		三百一以上の場合	

合	す	いう。以下	共同住宅等又は複合	四万円
る	ح	同じ。)又	建築物の住戸の数が	
認	め	は複合建	十六以上四十五以下	
た	場	築物(住戸	の場合	
合		の数が一	共同住宅等又は複合	七万三千円
		のものを	建築物の住戸の数が	
		除く。)の	四十六以上の場合	
		住宅部分		
			削除	削除
			削除	削除
			削除	削除
			削除	削除

非住宅建	非住宅建築物の床面	九千円
築物(住宅	積の合計が三百平方	
の用途以	メートル以内の場合	
外の用途		
のみに供		
する建築	新設	新設
物をいう。		
以下同		
じ。)		
	非住宅建築物の床面	二万六千円
	積の合計が三百平方	
	メートルを超え二千	
	平方メートル以内の	
	場合	
	非住宅建築物の床面	七万九千円
	積の合計が二千平方	
	メートルを超え五千	
	平方メートル以内の	
	場合	

ı	1	i i
非住宅建	非住宅建築物又は複	八千円
築物(省令	合建築物の非住宅部	
第一条第	分の床面積の合計が	
一項第一	三百平方メートル未	
号に規定	満の場合	
する非住	非住宅建築物又は複	一万四千円
宅建築物	合建築物の非住宅部	
をいう。以	分の床面積の合計が	
下同じ。)	三百平方メートル以	
又は複合	上千平方メートル未	
建築物の	満の場合	
非住	非住宅建築物又は複	二万四千円
宅部分(建	合建築物の非住宅部	
築物のエ	分の床面積の合計が	
ネルギー	千平方メートル以上	
消費性能	二千平方メートル未	
の向上に	満の場合	
関する法	非住宅建築物又は複	七万三千円
律第十一	合建築物の非住宅部	
条第一項	分の床面積の合計が	
に規定す	二千平方メートル以	
る非住宅	上五千平方メートル	
部分をい	未満の場合	

	非住宅建築物の床面	十二万五千
	積の合計が五千平方	<u>円</u>
	メートルを超え一万	
	平方メートル以内の	
	場合	
	非住宅建築物の床面	十五万八千
	積の合計が一万平方	<u>円</u>
	メートルを超え二万	
	五千平方メートル以	
	内の場合	
	非住宅建築物の床面	十九万八千
	積の合計が二万五千	<u>円</u>
	平方メートルを超え	
	る場合	
共同住宅	一の共同住宅等又は	九千円
等又は複	複合建築物に係る住	
合建築物	戸について計画認定	
の住戸	を受けようとする住	
	戸の数(以下この号	
	において「計画認定	

う。以下同	司非住宅建築物又は複	十一万六千
じ。)	合建築物の非住宅部	円
	分の床面積の合計が	
	五千平方メートル以	
	上一万平方メートル	
	未満の場合	
	非住宅建築物又は複	十四万六千
	合建築物の非住宅部	円
	分の床面積の合計が	
	一万平方メートル以	
	上二万五千平方メー	
	トル未満の場合	
	非住宅建築物又は複	十八万三千
	合建築物の非住宅部	円
	分の床面積の合計が	
	二万五千平方メート	
	ル以上の場合	
削除	削除	削除

	住戸数」という。)	
	が五以下の場合	
	計画認定住戸数が六	一万五千円
	以上十以下の場合	
	計画認定住戸数が十	二万六千円
	一以上二十五以下の	
	場合	
	計画認定住戸数が二	四万四千円
	十六以上五十以下の	
	場合	
	計画認定住戸数が五	七万九千円
	十一以上百以下の場	
	<u>合</u>	
	計画認定住戸数が百	十二万五千
	一以上二百以下の場	<u>円</u>
	<u>合</u>	
	計画認定住戸数が二	十五万八千
	百一以上三百以下の	<u>円</u>
	場合	
	計画認定住戸数が三	十六万九千
	百一以上の場合	<u>円</u>
新設 新設	新設	新設

	削除	削除
	削除	削除
	複合建築物の住戸の数が一の場合	四千円
建架 即分	数が一の場合	

		<u>新</u>	<u>設</u>	新設
		新	<u>設</u>	<u>新設</u>
		<u>新</u>	<u>設</u>	<u>新設</u>
		新	<u>設</u>	新設
	親	f設 新	<u>設</u>	新設
		<u></u> 新	<u>記</u>	新設
		新	<u></u>	新設

	1		
物		複合建築物の住戸の	八千円
		数が二以上四以下の	
		場合	
		複合建築物の住戸の	一万八千円
		数が五以上十五以下	
		の場合	
		複合建築物の住戸の	四万円
		数が十六以上四十五	
		以下の場合	
		複合建築物の住戸の	七万三千円
		数が四十六以上の場	
		合	
	非住	複合建築物の非住宅	八千円
	宅部	部分の床面積の合計	
	分	が三百平方メートル	
		未満の場合	
		複合建築物の非住宅	一万四千円
		部分の床面積の合計	
		が三百平方メートル	
		以上千平メートル未	
		満の場合	
		複合建築物の非住宅	二万四千円
		部分の床面積の合計	

	新設	<u>新設</u>		が千平方メートル以 上二千平方メートル 未満の場合 複合建築物の非住宅	七万三千円
				部分の床面積の合計 が二千平方メートル 以上五千平方メート ル未満の場合	
	新 <u>設</u>	<u>新設</u>		複合建築物の非住宅 部分の床面積の合計 が五千平方メートル 以上一万平方メート	十一万六千 円
	新設	<u>新設</u>		ル未満の場合 複合建築物の非住宅 部分の床面積の合計 が一万平方メートル 以上二万五千平方メ	十四万六千
	新設	新設		ートル未満の場合 複合建築物の非住宅 部分の床面積の合計 が二万五千平方メー	十八万三千
その 一戸建ての	<u>住宅</u>	三万三千円	その 一戸建て	トル以上の場合 省令第十条第二号イ	三万四千円

場合			
	共同住宅 等又は複 合建築物	共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 五以下の場合	六万八千円
		共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 六以上十以下の場合	九万五千円
		共同住宅等又は複合 建築物の住戸の数が 十一以上二十五以下 の場合	十三万四千 <u>円</u>
		共同住宅等又は複合	十九万三千

ı	I	İ	Ī	ı
他の	の住宅	(1)の基	※準を用いる場	
場合	又は複合	合		
	建築物(住	省令第	男十条第二号イ	一万七千円
	戸の数が	(2)の基	準を用いる場	
	一のもの	合		
	に限る。)			
	の住宅部			
	分			
	共同住宅	省令	共同住宅等又	六万三千円
	等又は複	第十	は複合建築物	
	合建築物	条第	の住戸の数が	
	(住戸の	二号	四以下の場合	
	数が一の	イ(1)	共同住宅等又	十万五千円
	ものを除	の基	は複合建築物	
	く。) の住	準を	の住戸の数が	
	宅部分	用い	五以上十五以	
		る場	下の場合	
		合	共同住宅等又	十七万九千
			は複合建築物	円
			の住戸の数が	
			十六以上四十	
			五以下の場合	
			共同住宅等又	二十五万六

建築物の住戸の数が	は複合建築物 千円
二十六以上五十以下	の住戸の数が
の場合	四十六以上の
	場合
共同住宅等又は複合 二十七万七	削除削除
建築物の住戸の数が 千円	
五十一以上百以下の	
場合	
共同住宅等又は複合 三十七万六	削除削除
建築物の住戸の数が 千円	
百一以上二百以下の	
場合	
共同住宅等又は複合 四十九万三	削除 削除
建築物の住戸の数が ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
二百一以上三百以下	
の場合	
共同住宅等又は複合 五十七万九	削除 削除
建築物の住戸の数が	
三百一以上の場合	
新設 新設 新設	省令 共同住宅等又 二万九千円
	第十は複合建築物
	条第の住戸の数が
	二号 四以下の場合

			<u>新設</u>	新設		イ	2) 共同住宅等又	五万千円
						の	基 は複合建築物	
						準	を の住戸の数が	
						用	ハ 五以上十五以	
						る	場下の場合	
			新設	新設		合	共同住宅等又	九万四千円
							は複合建築物	
							の住戸の数が	
							十六以上四十	
							五以下の場合	
			新設	新設			共同住宅等又	十四万二千
							は複合建築物	円
							の住戸の数が	
							四十六以上の	
							場合	
	非住	宅建 非住宅	建築物の床面	二十二万四	非住	宅建 省	令 非住宅建築物	二十万七千
	築物	積の合	計が三百平方	<u> 千円</u>	築物	又は第	十 又は複合建築	円
		メート	ル以内の場合		複合	建築 条	第 物の非住宅部	
					物の	非住 一	号 分の床面積の	
					宅部	分イ	1) 合計が三百平	
						の	基 方メートル未	
						準	を 満の場	
		新設		新設		用	い 非住宅建築物	二十六万円

l i	1 1	1	i	Li	 I		1 11
					る場	又は複合建築	
					合又	物の非住宅部	
					は同	分の床面積の	
					号た	合計が三百平	
					だし	方メートル以	
					書の	上千平方メー	
					規定	トル未満の場	
					を適	合	
		北分字油築地の古五	- 1 4		用す	非住宅建築物	-,
		非住宅建築物の床面					三十三万六
		積の合計が三百平方	<u>千円</u>		る場	又は複合建築	千円
		メートルを超え二千			合	物の非住宅部	
		平方メートル以内の				分の床面積の	
		場合				合計が千平方	
						メートル以上	
						二千平方メー	
						トル未満の場	
						合	
		非住宅建築物の床面	五十一万九			非住宅建築物	四十八万円
		積の合計が二千平方	<u>千円</u>			又は複合建築	
		メートルを超え五千				物の非住宅部	
		平方メートル以内の				分の床面積の	
		場合				合計が二千平	
		<u> </u>					
	1 1			[]	I	方メートル以	

Transfer to the contract of th			1.1
		上五千平方メ	
		ートル未満の	
		場合	
	非住宅建築物の床面 六十三万九	非住宅建築物	五十九万千
		又は複合建築	五 1 70 73 1
	積の合計が五千平方		H
	メートルを超え一万	物の非住宅部	
	平方メートル以内の	分の床面積の	
	<u>場合</u>	合計が五千平	
		方メートル以	
		上一万平方メ	
		ートル未満の	
		場合	
	非住宅建築物の床面	非住宅建築物	六十九万九
	積の合計が一万平方 千円	又は複合建築	千円
	メートルを超え二万	物の非住宅部	
	五千平方メートル以	分の床面積の	
	内の場合	合計が一万平	
		方メートル以	
		上二万五千平	
		方メートル未	
		満の場合	
	非住宅建築物の床面 八十六万二	非住宅建築物	七十九万七
	積の合計が二万五千 千円	又は複合建築	千円

1 111	
平方メートルを超え	物の非住宅部
る場合	分の床面積の
	合計が二万五
	千平方メート
	ル以上の場合
新設 新設 新設	省令 非住宅建築物 七万九千円
	第十 又は複合建築
	条第 物の非住宅部
	一号分の床面積の
	イ(2) 合計が三百平
	の基方メートル未
lie an	準を満の場
新設新設	用い。非住宅建築物は一十万千円
	る場 又は複合建築
	合物の非住宅部
	分の床面積の
	合計が三百平
	方メートル以
	上千平方メー
	トル未満の場
<u>新設</u> <u>新設</u>	非住宅建築物 十三万三千
	又は複合建築

			物の非住宅部 分の床面積の	
			合計が千平方	
			メートル以上	
			二千平方メー	
			トル未満の場	
			合	
新設	新設		非住宅建築物	二十一万五
			又は複合建築	千円
			物の非住宅部	
			分の床面積の	
			合計が二千平	
			方メートル以	
			上五千平方メ	
			ートル未満の	
			場合	
新設	新設		非住宅建築物	二十八万千
			又は複合建築	円
			物の非住宅部	
			分の床面積の	
			合計が五千平	
			方メートル以	
			上一万平方メ	

			新設	<u>新設</u>
			<u>新設</u>	<u>新設</u>
	<u> </u>	計画級	定住戸数が五	六万八千円
		以下の		77777111
			定住戸数が六 ·以下の場合	九万五千円
			定住戸数が十	十三万四千

		ートル未満の	
		場合	
		非住宅建築物	三十三万八
		又は複合建築	千円
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が一万平	
		方メートル以	
		上二万五千平	
		方メートル未	
		満の場合	
		非住宅建築物	三十九万七
		又は複合建築	千円
		物の非住宅部	
		分の床面積の	
		合計が二万五	
		千平方メート	
		ル以上の場合	
削除	削除		削除
	削除		削除
	削除		削除

			一以上	:二十五以下の	<u>円</u>
			<u>場合</u>		
			計画認	定住戸数が二	十九万三千
			十六以	上五十以下の	<u>円</u>
			<u>場合</u>		
			計画認	<u>に定住戸数が五</u>	二十七万七
			十一以	上百以下の場	<u> 千円</u>
			<u>合</u>		
			計画認	定住戸数が百	三十七万六
			一以上	:二百以下の場	<u>千円</u>
			<u>合</u>		
			計画認	2定住戸数が二	四十九万三
			百一以	上三百以下の	<u>千円</u>
			<u>場合</u>		
			計画認	定住戸数が三	五十七万九
		T	百一以	(上の場合	<u>千円</u>
	新設	新設	新設	<u>新設</u>	新設
				新設	新設

	削除		削除
	削除		削除
住宅部分		複合建築物の 住戸の数が一 の場合	三万四千円
	二号 イ(1) の基	複合建築物の 住戸の数が二	六万三千円
	が差準を	以上四以下の 場合	

		<u>新設</u>	新設		用い	複合建築物の	十万五千円
		<u>ANTBA</u>	7/7/18/			住戸の数が五	1 /3 == 1 1
						以上十五以下	
						の場合	
		新設	新設			複合建築物の	十七万九千
						住戸の数が十	円
						六以上四十五	
						以下の場合	
		新設	新設			複合建築物の	二十五万六
						住戸の数が四	千円
						十六以上の場	
						合	
	新設	新設	新設		省令	複合建築物の	一万七千円
						住戸の数が一	
						の場合	
		<u>新設</u>	新設			複合建築物の	二万九千円
						住戸の数が二	
						以上四以下の	
		lud and	lua a a			場合	
		<u>新設</u>	新設			複合建築物の	五万千円
						住戸の数が五	
					合	以上十五以下	
	1					の場合	

		新設	新設			複合建築物の	九万四千円
						住戸の数が十	
						六以上四十五	
						以下の場合	
		新設	新設			複合建築物の	十四万二千
						住戸の数が四	円
						十六以上の場	
						合	
新設	新設	新設	新設	非住	省令	複合建築物の	二十万七千
				宅部	第十	非住宅部分の	円
				分	条第	床面積の合計	
					一号	が三百平方メ	
					イ(1)	ートル未満の	
					の基	場合	
		<u>新設</u>	新設		準を	複合建築物の	二十六万円
					用い	非住宅部分の	
					る場	床面積の合計	
					合又	が三百平方メ	
					は同	ートル以上千	
						平方メートル	
						未満の場合	
		<u>新設</u>	新設		書き	複合建築物の	三十三万六
					の規	非住宅部分の	千円

Li	1 1 1		¬ .	li i i	1 1 1		1 1
					定を	床面積の合計	
					適用	が千平方メー	
					する	トル以上二千	
					場合	平方メートル	
						未満の場合	
		新設	新設			複合建築物の	四十八万円
		<u> </u>				非住宅部分の	
						床面積の合計	
						が二千平方メ	
						ートル以上五	
						千平方メート	
		line = m	June - II			ル未満の場合	
		新設	新設			複合建築物の	五十九万千
						非住宅部分の	円
						床面積の合計	
						が五千平方メ	
						ートル以上一	
						万平方メート	
						ル未満の場合	
		新設	新設			複合建築物の	六十九万九
						非住宅部分の	千円
						床面積の合計	
						が一万平方メ	

		. 1		1 1	1			1	1	11
	ートル以上二	1								
	万五千平方メ	,								
	ートル未満の	,								
	場合	,								
七十九万七	複合建築物の	,			新設	新設				
	非住宅部分の	,								
	床面積の合計									
	が二万五千平									
	方メートル以									
	上の場合	,								
七万九千円	複合建築物の	省令			新設	新設	新設			
	非住宅部分の				<u> 191 B.C.</u>	<u> </u>	491 62			
	床面積の合計									
	が三百平方メ									
	ートル未満の									
					_					
十万千円					新設	新設				
	非住宅部分の	用い								
	床面積の合計	る場								
	が三百平方メ	合								
	ートル以上千									
	平方メートル									
	未満の場合									

新設	新設		複合建築物の	十三万三千
			非住宅部分の	円
			床面積の合計	
			が千平方メー	
			トル以上二千	
			平方メートル	
			未満の場合	
新設	新設		複合建築物の	二十一万五
			非住宅部分の	千円
			床面積の合計	
			が二千平方メ	
			ートル以上五	
			千平方メート	
			ル未満の場合	
新設	新設		複合建築物の	二十八万千
			非住宅部分の	円
			床面積の合計	
			が五千平方メ	
			ートル以上一	
			万平方メート	
			ル未満の場合	
新設	新設		複合建築物の	三十三万八
			非住宅部分の	千円

			新設	新設						床面積の合計 が一万平方メ ートル以上二 万五千平 ートル未満の 場合 複合建築物の 非住宅部分の 床面積の合計 が二万五千平 方メートル以	三十九万七
二 法第五十 低炭	支素 知事	 一戸建ての)住宅	<u>二千円</u>	-	 二 法第五十	低炭素	知事	 一戸建て(上の場合 の住宅又は複合建築	二千円
五条第一項 建築	延物 が定					五条第一項	建築物	が定	物(住戸の	の数が一のものに限	
の規定によ 新築	<u>等</u> める		T			の規定によ	新築等	める	る。)の(主宅部分	
る低炭素建 計画	画変 者が	共同住宅	共同住宅等又は複合	四千円		る低炭素建	計画変	者が	共同住宅	共同住宅等又は複合	四千円
築物新築等 更認	窓定 あら	等又は複	建築物の住戸の数が			築物新築等	更認定	あら	等又は複	建築物の住戸の数が	
計画の変更申請	<u> </u>	合建築物	<u> 五以下の場合</u>			計画の変更	申請手	かじ	合建築物	四以下の場合	
の認定 (以下数料	∤ め認		共同住宅等又は複合	七千円		の認定を受	数料	め認	(住戸の	共同住宅等又は複合	九千円
「計画変更	定基		建築物の住戸の数が			けようとす		定基	数が一の	建築物の住戸の数が	
認定」とい	準に		六以上十以下の場合			る者		準に	ものを除	五以上十五以下の場	
う。) を受け	適合							適合	く。) の住	合	
ようとする	する		共同住宅等又は複合	一万三千円				する	宅部分	共同住宅等又は複合	二万円

	上認	建築物の住戸の数が		と認		建築物の住戸の数が	
<u> </u>	<u> </u>	十一以上二十五以下		めた		十六以上四十五以下	
	<u>場合</u>	の場合		場合		の場合	
		共同住宅等又は複合	二万二千円			共同住宅等又は複合	三万六千円
		建築物の住戸の数が				建築物の住戸の数が	
		二十六以上五十以下				四十六以上の場合	
		の場合					
		共同住宅等又は複合	三万九千円			削除	削除
		建築物の住戸の数が					
		五十一以上百以下の					
		場合					
		共同住宅等又は複合	六万二千円			削除	削除
		建築物の住戸の数が					
		百一以上二百以下の					
		場合					
		共同住宅等又は複合	七万九千円			削除	削除
		建築物の住戸の数が					
		二百一以上三百以下					
		<u>の場合</u>					
		共同住宅等又は複合	八万四千円			削除	削除
		建築物の住戸の数が					
		三百一以上の場合					
	非住宅建	非住宅建築物の床面	四千円		非住宅建	非住宅建築物又は複	四千円

	築物	物	積の合計が三百平方		築物又は	合建築物の非住宅部	
			メートル以内の場合		複合建築	分の床面積の合計が	
					物の非住	三百平方メートル未	
					宅部分	満の場合	
			新設	新設		非住宅建築物又は複	七千円
						合建築物の非住宅部	
						分の床面積の合計が	
						三百平方メートル以	
						上千平方メートル未	
		_				満の場合	
			非住宅建築物の床面	一万三千円		非住宅建築物又は複	一万二千円
		į	積の合計が三百平方			合建築物の非住宅部	
		÷	メートルを超え二千			分の床面積の合計が	
		-	平方メートル以内の			千平方メートル以上	
		-	場合			二千平方メートル未	
		-				満の場合	
			非住宅建築物の床面	三万九千円		非住宅建築物又は複	三万六千円
		į	積の合計が二千平方			合建築物の非住宅部	
		÷	メートルを超え五千			分の床面積の合計が	
		-	平方メートル以内の			二千平方メートル以	
		-	場合			上五千平方メートル	
		ļ				未満の場合	
			非住宅建築物の床面	六万二千円		非住宅建築物又は複	五万八千円

11 1 1	į l	l I	11	1 1	1	
	積の合計が五千平方				合建築物の非住宅部	
	メートルを超え一万				分の床面積の合計が	
	平方メートル以内の				五千平方メートル以	
	場合				上一万平方メートル	
					未満の場合	
	非住宅建築物の床面	七万九千円			非住宅建築物又は複	七万三千円
	積の合計が一万平方				合建築物の非住宅部	
	メートルを超え二万				分の床面積の合計が	
	五千平方メートル以				一万平方メートル以	
	内の場合				上二万五千平方メー	
					トル未満の場合	
	非住宅建築物の床面	九万九千円			非住宅建築物又は複	九万千円
	積の合計が二万五千				合建築物の非住宅部	
	平方メートルを超え				分の床面積の合計が	
	る場合				二万五千平方メート	
					ル以上の場合	
共同住宅	一の共同住宅等又は	四千円		削除	削除	削除
等又は複	複合建築物に係る住					
合建築物	戸について計画変更					
の住戸	認定を受けようとす					
	る住戸の数(以下こ					
	の号において「計画					
	変更認定住戸数」と					

いう。)が五以下の	-			
場合 計画変更認定住戸数 が六以上十以下の場			削除	削除
<u>合</u> 計画変更認定住戸数			削除	削除
が十一以上二十五以 下の場合	<u>.</u>			
計画変更認定住戸数が二十六以上五十以			削除	削除
下の場合 計画変更認定住戸数 が五十一以上百以下			削除	削除
の場合 計画変更認定住戸数			削除	削除
が百一以上二百以下 <u>の場合</u>				
計画変更認定住戸数 が二百一以上三百以 下の場合			削除	削除
計画変更認定住戸数 が三百一以上の場合			削除	削除
新設 新設 新設	新設	複合 住宅	複合建築物の住戸の	二千円

						建築	部分	数が一の場合	
			新設	新設		物		複合建築物の住戸の	四千円
								数が二以上四以下の	
								場合	
			<u>新設</u>	新設				複合建築物の住戸の	九千円
								数が五以上十五以下	
								の場合	
			新設	新設				複合建築物の住戸の	二万円
								数が十六以上四十五	
								以下の場合	
			新設	新設				複合建築物の住戸の	三万六千円
								数が四十六以上の場	
								合	
		新設	<u>新設</u>	新設				複合建築物の非住宅	四千円
								部分の床面積の合計	
								が三百平方メートル	
								未満の場合	
			<u>新設</u>	新設				複合建築物の非住宅	七千円
								部分の床面積の合計	
								が三百平方メートル	
								以上千平メートル未	
								満の場合	
			新設	新設				複合建築物の非住宅	一万二千円

	部分の床面積の合計 が千平方メートル以 上二千平方メートル 未満の場合
新設 新設	複合建築物の非住宅 三万六千円 部分の床面積の合計 が二千平方メートル 以上五千平方メート
新設	ル未満の場合 複合建築物の非住宅 五万八千円 部分の床面積の合計 が五千平方メートル 以上一万平方メート
新設新設	ル未満の場合 複合建築物の非住宅 七万三千円 部分の床面積の合計 が一万平方メートル 以上二万五千平方メ ートル未満の場合
新設 新設	複合建築物の非住宅 九万千円 部分の床面積の合計 が二万五千平方メートル以上の場合

いる場
二号イ 八千円
いる場
等又 三万千円
築物
数が
場合
等又 五万二千円
築物
数が
五以
等又 八万九千円
築物
数が
四十 場合
等の十二万八千
い 宅建のの宅建の十合宅建の上の

建築物の住戸の数が
二十六以上五十以下
の場合
共同住宅等又は複合 十三万八千
建築物の住戸の数が 円 円
五十一以上百以下の
場合
共同住宅等又は複合 十八万八千
建築物の住戸の数が四月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日
百一以上二百以下の
場合
共同住宅等又は複合 二十四万六
建築物の住戸の数が 千円
二百一以上三百以下
<u>の場合</u>
共同住宅等又は複合 二十八万九
建築物の住戸の数が 千円 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
三百一以上の場合
<u>新設</u> 新設 新設 新設
新設 新設

	住戸の数が四	円
	十六以上の場	
	合	
削除		削除
削除		削除
削除		削除
削除		削除
少人	共同住宅等又	一万四千円
省令		一刀四十円
第十	は複合建築物のは一の料が	
条第	の住戸の数が	
二号	四以下の場合	
イ(2)	共同住宅等又	二万五千円

						の甘	17. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14	
							は複合建築物	
							の住戸の数が	
						用い	五以上十五以	
						る場	下の場合	
	新設	新設				合	共同住宅等又	四万七千円
							は複合建築物	
							の住戸の数が	
							十六以上四十	
							五以下の場合	
	新設	新設					共同住宅等又	七万千円
							は複合建築物	
							の住戸の数が	
							四十六以上の	
							場合	
非住宅建	非住宅建築物の床面	十一万二千			非住宅建	省令	非住宅建築物	十万三千円
築物	積の合計が三百平方	<u>円</u>			築物又は	第十	又は複合建築	
	メートル以内の場合				複合建築	条第	物の非住宅部	
				ļ	物の非住	一号	分の床面積の	
				1	宅部分	イ(1)	合計が三百平	
						の基	方メートル未	
						準を	満の場合	
	<u>新設</u>	新設				用い	非住宅建築物	十三万円
						る場	又は複合建築	

					♠-	又 物の非住宅部	
					は「		
					号》		
					だ	カメートル以	
					書	上千平方メー	
					のき	見 トル未満の場	
					定	を合	
		非住宅建築物の床面	十八万千円		適		十六万八千
		積の合計が三百平方			す		П
							H
		メートルを超え二千			場合		
		平方メートル以内の				分の床面積の	
		<u>場合</u>				合計が千平方	
						メートル以上	
						二千平方メー	
						トル未満の場	
						合	
		非住宅建築物の床面	二十五万九			非住宅建築物	二十四万円
		積の合計が二千平方	<u>千円</u>			又は複合建築	
		メートルを超え五千				物の非住宅部	
		平方メートル以内の				分の床面積の	
		場合				合計が二千平	
						方メートル以	
]	上五千平方メ	

	ートル未満	0
	場合	
非住宅建築物の床面 三十一万九	非住宅建築	物 二十九万五
積の合計が五千平方 千円	又は複合建	築 千円
メートルを超え一万	物の非住宅	部
平方メートル以内の	分の床面積	0
場合	合計が五千	平
	方メートル	以
	上一万平方	メ
	ートル未満	0
	場合	
非住宅建築物の床面 三十七万八	非住宅建築	物 三十四万九
積の合計が一万平方 千円	又は複合建	築 千円
メートルを超え二万	物の非住宅	部
五千平方メートル以	分の床面積	0
内の場合	合計が一万	平
	方メートル	以
	上二万五千	平
	方メートル	未
	満の場合	
非住宅建築物の床面 四十三万千	非住宅建築	物 三十九万八
積の合計が二万五千 円	又は複合建	築 千円
平方メートルを超え	物の非住宅	部

				る場合				分の床面積の	
								合計が二万五	
								千平方メート	
								ル以上の場合	
	茅	新設	新設	新設	新設		省令	非住宅建築物	三万九千円
							第十	又は複合建築	
								物の非住宅部	
								分の床面積の	
								合計が三百平	
								方メートル未	
								満の場合	
				<u>新設</u>	新設			非住宅建築物	五万円
								又は複合建築	
							合	物の非住宅部	
								分の床面積の	
								合計が三百平	
								方メートル以	
								上千平方メー	
								トル未満の場	
				E. a. a.				<u>台</u>	
				<u>新設</u>	新設			非住宅建築物	六万六千円
								又は複合建築	
								物の非住宅部	

						分の床面積の	
						合計が千平方	
						メートル以上	
						二千平方メー	
						トル未満の場	
						合	
			新設	新設		非住宅建築物	十万七千円
						又は複合建築	
						物の非住宅部	
						分の床面積の	
						合計が二千平	
						方メートル以	
						上五千平方メ	
						ートル未満の	
						場合	
			<u>新設</u>	新設		非住宅建築物	十四万円
						又は複合建築	
						物の非住宅部	
						分の床面積の	
						合計が五千平	
						方メートル以	
						上一万平方メ	
						ートル未満の	

					場	拾	
	新設	新設			非	住宅建築物	十六万九千
					又	は複合建築	円
					物	の非住宅部	
					分	の床面積の	
					合	計が一万平	
					方	メートル以	
					上	:二万五千平	
						メートル未	
					満	の場合	
	新設	新設			非	住宅建築物	十九万八千
						は複合建築	円
						の非住宅部	
						の床面積の	
						計が二万五	
						平方メート	
						以上の場合	
	計画変更認定住戸数	三万四千円		削除	削除		削除
	が五以下の場合						
	計画変更認定住戸数	四万七千円			削除		削除
主戸	が六以上十以下の場						
	<u>合</u>						
	計画変更認定住戸数	六万七千円			削除		削除

			が十一	·以上二十五以						
			~ 下の場							
				更認定住戸数	九万六千円				削除	
				·六以上五十以						
			下の場	合						
			計画変	更認定住戸数	十三万八千				削除	
			が五十	一以上百以下	<u>円</u>					
			の場合	<u>.</u>						
			計画変	更認定住戸数	十八万八千				削除	
			が百一	·以上二百以下	<u>円</u>					
			の場合	<u>-</u>						
			計画変	更認定住戸数	二十四万六				削除	
			が二百	一以上三百以	千円					
			下の場	<u> </u>						
			計画変	更認定住戸数	二十八万九				削除	
			が三百	一以上の場合	<u> 千円</u>			I		
	新設	新設	<u>新設</u>	<u>新設</u>	新設		複合	住宅	省令	複合建築物
							建築	部分	第十	住戸の数か
							物		条第	の場合
				新設	新設					複合建築物
										住戸の数か
										以上四以下
									準を	場合

	削除		削除
	削除		削除
	削除		削除
	削除		削除
	削除		削除
複合 住宅	省令	複合建築物の	一万七千円
建築 部分	第十	住戸の数が一	
物	条第	の場合	
	二号	複合建築物の	三万千円
	イ(1)	住戸の数が二	
	の基	以上四以下の	
	準を	場合	

			新設	新設		用い	複合建築物の	五万二千円
		<u> </u>	N EX	<u> 191 EX</u>			度日産業初の 住戸の数が四	亚777 — 1 1 1
						l	以上十五以下	
		-	br' ⇒n.	⊹ r =π.			の場合	
		Ž	<u>新設</u>	新設			複合建築物の	八万九千円
							住戸の数が十	1
							六以上四十五	
							以下の場合	
		穿	<u>新設</u>	新設			複合建築物の	十二万八千
							住戸の数が四	円
							十六以上の場	
							合	
	新	行設 第	新設	新設		省令	複合建築物の	八千円
						第十	住戸の数が一	
						条第	の場合	
		ź	<u>新設</u>	新設		二号	複合建築物の	一万四千円
						イ(2)	住戸の数が二	
						の基	以上四以下の	1
						準を	場合	
		兼	新設	新設		用い	複合建築物の	二万五千円
						る場	住戸の数が四	
						合	以上十五以下	
							の場合	

				新設	新設				複合建築物の	四万七千円
									住戸の数が十	
									六以上四十五	
									以下の場合	
				新設	新設				複合建築物の	七万千円
									住戸の数が四	
									十六以上の場	
									合	
		新設	新設	新設	新設		非住	省令	複合建築物の	十万三千円
							宅部	第十	非住宅部分の	
							分	条第	床面積の合計	
								一号	が三百平方メ	
								イ(1)	ートル未満の	
								の基	場合	
				新設	新設			準を	複合建築物の	十三万円
								用い	非住宅部分の	
								る場	床面積の合計	
								合又	が三百平方メ	
								は同	ートル以上千	
								号た	平方メートル	
								だし	未満の場合	
				新設	新設			書き	複合建築物の	十六万八千
								の規	非住宅部分の	円

	適用	床面積の合計 が千平方メー トル以上二千	
	場合	平方メートル未満の場合	
新設 新設		複合建築物の非住宅部分の	二十四万円
		床面積の合計 が二千平方メ	
		ートル以上五 千平方メート	
<u>新設</u> <u>新設</u>		ル未満の場合 複合建築物の	二十九万五
		非住宅部分の 床面積の合計	千円
		が五千平方メートル以上一	
les an		万平方メートル未満の場合	
<u>新設</u> 新設		複合建築物の非住宅部分の	三十四万九
		床面積の合計 が一万平方メ	

							1 2 21 1 -	
							ートル以上ニ	
							万五千平方メ	
							ートル未満の	
							場合	
			新設	新設			複合建築物の	三十九万八
							非住宅部分の	千円
							床面積の合計	
							が二万五千平	
							方メートル以	
							上の場合	
		新設	新設	新設		省令	複合建築物の	三万九千円
						第十	非住宅部分の	
						条第	床面積の合計	
						一号	が三百平方メ	
						イ(2)	ートル未満の	
						の基	場合	
			新設	新設		準を	複合建築物の	五万円
						用い	非住宅部分の	
						る場	床面積の合計	
						合	が三百平方メ	
							ートル以上千	
							平方メートル	
							未満の場合	

11		1 1 1		İ	lı ı	1 1 1	1 1	1
			新設	新設			複合建築物の	六万六千円
							非住宅部分の	
							床面積の合計	
							が千平方メー	
							トル以上二千	
							平方メートル	
							未満の場合	
			新設	新設			複合建築物の	十万七千円
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				非住宅部分の	
							床面積の合計	
							が二千平方メ	
							ートル以上五	
							千平方メート	
							ル未満の場合	
			фг ⊃п.	±r =n.				
			<u>新設</u>	新設			複合建築物の	十四万円
							非住宅部分の	
							床面積の合計	
							が五千平方メ	
							ートル以上一	
							万平方メート	
							ル未満の場合	
			新設	新設			複合建築物の	十六万九千
							非住宅部分の	円

								カ ー ブ	末面積の合計 が一万平方メ ートル以上二 万五千平方メ ートル未満の	
			新設	<u>新設</u>					場合 复合建築物の	十九万八千
									作住宅部分の 末面積の合計	円
									が二万五千平 方メートル以	
								L	上の場合	

備考

- 一 共同住宅等又は複合建築物に係る計画認定を受けようとする者 が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画認定又 は計画変更認定を受けようとする場合にあっては、当該者を当該 共同住宅等又は複合建築物に係る計画認定のみを受けようとする 者とみなして表の第一号の規定を適用する。
- 二 共同住宅等又は複合建築物に係る計画変更認定を受けようとす <u>る者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画認</u> 定又は計画変更認定を受けようとする場合にあっては、当該者を 当該共同住宅等又は複合建築物に係る計画変更認定のみを受けよ

備考

削除

うとする者とみなして表の第二号の規定を適用する。

三 次の表の上欄に掲げる部分を有する共同住宅等又は複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、表の第一号に定める額に、次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。ただし、共同住宅等又は複合建築物に係る計画認定を受けようとする者が当該共同住宅等又は複合建築物の共用部分(住戸以外の住宅の用途に供する部分をいう。以下同じ。)について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年/経済産業省/国土交通省/令第一号)第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合は、表の第一号に定める額とする。

共同住宅等又は複		区分	金額
合建築物の部分			
共用部分	表の第一号	共用部分の床面積の合計が	九千円
	の知事が定	三百平方メートル以内の場	
	める者があ	<u> </u>	
	らかじめ認	共用部分の床面積の合計が	二万六千円
	定基準に適	三百平方メートルを超え二	
	合すると認	千平方メートル以内の場合	
	めた場合	共用部分の床面積の合計が	七万九千円
		二千平方メートルを超え五	
		千平方メートル以内の場合	

削除		削除	削除
削除	削除	削除	削除
		削除	削除
		削除	削除

11	1	共用部分の床面積の合計が	十二万五千		ĺ	削除	削除
			<u> </u>			FIJFs	刊休
		五千平方メートルを超え一	<u>户</u>				
		万平方メートル以内の場合	1			Med tr A	Vol BV
		共用部分の床面積の合計が	十五万八千			削除	削除
		一万平方メートルを超え二	<u>円</u>				
		万五千平方メートル以内の					
		場合					
		共用部分の床面積の合計が	十九万八千			削除	削除
		二万五千平方メートルを超	<u>円</u>				
		<u>える場合</u>					
	その他の場	共用部分の床面積の合計が	十万七千円		削除	削除	削除
	<u>合</u>	三百平方メートル以内の場					
		<u>合</u>					
		共用部分の床面積の合計が	十七万七千			削除	削除
		三百平方メートルを超え二	<u>円</u>				
		千平方メートル以内の場合					
		共用部分の床面積の合計が	二十七万七			削除	削除
		二千平方メートルを超え五	<u>千円</u>				
		千平方メートル以内の場合					
		共用部分の床面積の合計が	三十五万五				削除
		五千平方メートルを超え一	<u>千円</u>				
		万平方メートル以内の場合					
		共用部分の床面積の合計が	四十二万五				削除

		一万平方メートルを超え二	<u>千円</u>				
		万五千平方メートル以内の					
		場合					
		共用部分の床面積の合計が	四十九万五			削除	削除
		二万五千平方メートルを超	<u>千円</u>				
		<u>える場合</u>					
住宅の用途以外の	表の第一号	非住宅部分の床面積の合計	九千円	削除	削除	削除	削除
用途に供する部分	の知事が定	が三百平方メートル以内の					
(以下「非住宅部	める者があ	<u>場合</u>					
分」という。)	らかじめ認	非住宅部分の床面積の合計	二万六千円			削除	削除
	定基準に適	が三百平方メートルを超え					
	合すると認	二千平方メートル以内の場					
	めた場合	<u> </u>					
		非住宅部分の床面積の合計	七万九千円			削除	削除
		が二千平方メートルを超え					
		五千平方メートル以内の場					
		<u> </u>					
		非住宅部分の床面積の合計	十二万五千			削除	削除
		が五千平方メートルを超え	<u>円</u>				
		一万平方メートル以内の場					
		<u>合</u>					
		非住宅部分の床面積の合計	十五万八千			削除	削除
		が一万平方メートルを超え	<u>円</u>				

H	1	1	1.1	I	1	1	1 1
		二万五千平方メートル以内					
		の場合					
		非住宅部分の床面積の合計	十九万八千			削除	削除
		が二万五千平方メートルを	<u>円</u>				
		超える場合					
	その他の場	非住宅部分の床面積の合計	二十二万四		削除	削除	削除
	合	が三百平方メートル以内の	<u>千円</u>				
		場合					
		非住宅部分の床面積の合計	三十六万三			削除	削除
		が三百平方メートルを超え	千円				
		二千平方メートル以内の場					
		合					
		非住宅部分の床面積の合計	五十一万九			削除	削除
		が二千平方メートルを超え	千円				
		五千平方メートル以内の場					
		合					
		非住宅部分の床面積の合計	六十三万九			削除	削除
		が五千平方メートルを超え	千円				
		一万平方メートル以内の場					
		合					
		非住宅部分の床面積の合計	七十五万六			削除	削除
		が一万平方メートルを超え	<u>千円</u>				144144
		二万五千平方メートル以内	114				

	の場合	
	非住宅部分の床面積の合計	八十六万二
	が二万五千平方メートルを	<u>千円</u>
	超える場合	

四 次の表の上欄に掲げる部分を有する共同住宅等又は複合建築物 に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の 第二号に定める額に、次の表の中欄に掲げる区分に応じ同表の下 欄に定める額をそれぞれ加算した額とする。ただし、共同住宅等 又は複合建築物に係る計画変更認定を受けようとする者が当該共 同住宅等又は複合建築物の共用部分について建築物エネルギー消 費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計 一次エネルギー消費量を算定していない場合は、表の第二号に定 める額とする。

共同住宅等又は複		<u>区分</u>	<u>金額</u>
合建築物の部分			
共用部分	表の第二号	共用部分の床面積の合計が	四千円
	の知事が定	三百平方メートル以内の場	
	める者があ	<u>습</u>	
	らかじめ認	共用部分の床面積の合計が	一万三千円
	定基準に適	三百平方メートルを超え二	
	合すると認	千平方メートル以内の場合	
	めた場合	共用部分の床面積の合計が	三万九千円

	削除	削除

削除		削除	
削除	削除	削除	削除
		削除	削除
		削除	削除

11		1	1	11	1	1	i i
		二千平方メートルを超え五					
		千平方メートル以内の場合					
		共用部分の床面積の合計が	六万二千円			削除	削除
		五千平方メートルを超え一					
		万平方メートル以内の場合					
		共用部分の床面積の合計が	七万九千円			削除	削除
		一万平方メートルを超え二					
		万五千平方メートル以内の					
		場合					
		共用部分の床面積の合計が	九万九千円			削除	削除
		二万五千平方メートルを超					
		える場合					
7	その他の場	共用部分の床面積の合計が	五万三千円		削除	削除	削除
	<u>}</u>	三百平方メートル以内の場					
		<u>合</u>					
		共用部分の床面積の合計が	八万八千円			削除	削除
		三百平方メートルを超え二					
		千平方メートル以内の場合					
		共用部分の床面積の合計が	十三万八千			削除	削除
		二千平方メートルを超え五	円				
		千平方メートル以内の場合					
		共用部分の床面積の合計が	十七万七千			削除	削除
		五千平方メートルを超え一	<u>円</u>				

		万平方メートル以内の場合 共用部分の床面積の合計が 一万平方メートルを超え二	<u>二十一万二</u> <u>千円</u>			削除	削除
		万五千平方メートル以内の場合 場合 共用部分の床面積の合計が 二万五千平方メートルを超	<u>二十四万七</u> <u>千円</u>			削除	削除
非住宅部分	表の第二号 の知事が定 める者があ	える場合 非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートル以内の 場合	四千円	削除	削除	削除	削除
	らかじめ認 定基準に適 合すると認	非住宅部分の床面積の合計 が三百平方メートルを超え 二千平方メートル以内の場	一万三千円			削除	削除
	めた場合	<u>合</u> 非住宅部分の床面積の合計 が二千平方メートルを超え 五千平方メートル以内の場	三万九千円			削除	削除
		金 非住宅部分の床面積の合計 が五千平方メートルを超え	六万二千円			削除	削除
		一万平方メートル以内の場 <u>合</u>					

11			L.T.L. 4.11	1	No. LEA	V.I.T.A
		非住宅部分の床面積の合計	七万九千円		削除	削除
		が一万平方メートルを超え				
		二万五千平方メートル以内				
		の場合				
		非住宅部分の床面積の合計	九万九千円		削除	削除
		が二万五千平方メートルを				
		超える場合				
	その他の場	非住宅部分の床面積の合計	十一万二千		削除	削除
	<u>合</u>	が三百平方メートル以内の	<u>円</u>			
		場合				
		非住宅部分の床面積の合計	十八万千円		削除	削除
		が三百平方メートルを超え				
		二千平方メートル以内の場				
		合				
		非住宅部分の床面積の合計	二十五万九		削除	削除
		が二千平方メートルを超え	千円			
		五千平方メートル以内の場				
		合				
		非住宅部分の床面積の合計	三十一万九		—————————————————————————————————————	削除
		が五千平方メートルを超え	<u> </u>		133/23	1131/21
		一万平方メートル以内の場	111			
		合				
			ニムナモル		 削除	と
		非住宅部分の床面積の合計	三十七万八		門隊	削除

	が一万平方メートルを超え	<u>千円</u>
	二万五千平方メートル以内	
	<u>の場合</u>	
	非住宅部分の床面積の合計	四十三万千
	が二万五千平方メートルを	<u>円</u>
	超える場合	

- 五 法第五十四条第二項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第一号若しくは第二号に定める額又は第三号若しくは前号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、複合建築物又は非住宅建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例(平成十二年三月青森県条例第八十三号)別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。
- 六 一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について二以上の者が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画認定を受けようとする場合における共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、表の第一号に定める額又は第五号の規定により算定した額をこれらの者が計画認定を受けようとする住戸の数を合計した数で除して得た額(その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

削除	削除

法第五十四条第二項(法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第一号又は第二号に定める額に、当該審査に係る一戸建ての住宅、共同住宅等、非住宅建築物又は複合建築物について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例(平成十二年三月青森県条例第八十三号)別表第一号の規定の例により算定した額を加算した額とする。

に、計画認定を受けようとする住戸の数を乗じて得た額とする。 七 一の共同住宅等又は複合建築物に係る住戸について二以上の者 が同時に当該共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画変更認 定を受けようとする場合における共同住宅等又は複合建築物の住 戸に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、表 の第二号に定める額又は第五号の規定により算定した額をこれら の者が計画変更認定を受けようとする住戸の数を合計した数で除 して得た額(その額に百円未満の端数があるときは、これを切り 捨てた額)に、計画変更認定を受けようとする住戸の数を乗じて 得た額とする。